

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年7月24日（金）14:39～15:01
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜提案者＞

北村 敏克 山口県総合企画部審議監
福田 浩治 山口県商工労働部商政課長
神杉 さとみ 山口県総合企画部中山間地域づくり推進課長
小関 浩幸 山口県商工労働部新産業振興課調整監
河村 宏明 山口県農林水産部農業振興課主査
伊藤 啓一郎 山口県総合企画部政策企画課主査

＜事務局＞

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、続いて山口県、周南市、株式会社トクヤマ徳山製造所様、東ソーラン陽事業所様、出光興産様、トクヤマロジスティクス様、長府工産様の共同の提案でございますが、本日は山口県の方々においていただいております。

時間は20分見てございますので、大変申しわけないのですが、今から10分以内でプレゼンテーションいただきまして、特に規制緩和項目のところを中心に御説明いただきまして、その後意見交換とさせていただきたいと思います。

資料のほう、あるいは議事録は公開扱いでよろしゅうございますでしょうか。

○北村審議監 よろしくお願ひします。

○藤原次長 それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○北村審議監 山口県の地方創生を担当しております北村と申します。今日は説明の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

まず、パワーポイントの資料で御説明させていただこうと思います。

お開きいただきまして、私どもは一応地域資源を活用した新たなビジネス創出ということで、山口県版の小さな拠点となる「やまぐち元気生活圏」を支えるようなビジネスの創出、山口県オリジナルのスキームで女性の創業支援をしておりますので、その促進、あるいは新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継の円滑化、山口県はコンビナートがございまして、高純度で日本有数の生産量を誇る副生水素がございますので、そこを活用した産業創出と地域づくり、ひいては全国への水平展開ということを考えております。

具体的には2ページ以降でございますけれども、まず2ページ目、中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりでございますが、これは国で言っております小さな拠点と同じでございますが、中山間地域を維持可能なものに活性化していくために、基幹的集落に機能を集めていく。そのかわりに周辺集落との交通ネットワークであるとか、買い物支援とか、支えをしっかりとやっていく。それと、全体を支えるためのビジネスをしっかりと創っていくという問題意識でこの取組を始めております。

次の3ページ、そのために何をするかでございますけれども、まず1つ目は、中山間地域の基幹産業である農業をしっかりとやっていこうということで、集落営農法人、私どもは非常に集約が進んでおります。それに加えて、全国的にも非常に先駆的な取組でございますけれども、集落営農法人連合体というものをつくっていく。その中で、本来は集落営農法人等については農業関係の業務しかできないと、だけれども、そこを生活支援サービス等の分野に入っていって、中山間地域の生活を支える。加えて、利益を上げていって、中山間地域を支えるという取組を進めていく。

それから、地域の中でも中山間地域には、私どもは50カ所を超える温泉あるいは食材等がございますので、こういうものを生かした付加価値の高いビジネスあるいはツーリズム等のビジネス展開をしっかりとやっていこうと。そういうことによって、お金も稼いでいく、交流人口の拡大も図っていこうということ。

それから、地域コミュニティーの中でいろいろ体験型修学旅行あるいは農家レストラン

等のビジネスを進めていきたいということでございます。

具体的に、規制緩和につきましては、まず一番下の段でございますけれども、農事組合法人、今、農業関係以外の法人ができませんので、ここを農業関連以外のところにまで広げていただきたい。

それから、農業レストランについても農地転用許可の制限等により設置が難しうございますので、ここもできるなら規制緩和をしていただきたい。

民宿につきましても、今、農林漁業者個人がやるところはいいのですけれども、農事組合法人やコミュニティーがやるところについては、旅館業法の特例が非適用でございますので、ここを拡大していただきたい。

地域でツーリズムをやる場合に、小規模のものをやりたいのですけれども、その場合でも旅行業法の登録が必要である。その結果として、旅行業取扱管理者の設置でありますとか、営業保証金の供託なども必要になってくる。ここも外していただけたらということを考えております。

加えて、次の4ページ、中山間地域の資源を活用したビジネス誘致をしていきたいということでございますけれども、この場合、私どもは廃校等を考えておるのですが、ここを地域コミュニティー等に有償で譲渡もしくは貸与する場合は、いまだに適化法の規制が残っているということでございます。

それから、サテライトオフィスの誘致を行うためには、私どもはNPOをつくっていきたいと思っておりますが、ここも認証期間等の時間が非常にかかるということ。

加えて、先ほど申しました旅行業法の問題も出てくるということでございます。

次の5ページ、今度女性創業の関係でございます。実は、私ども、4月に全国初の女性創業支援会社を立ち上げております。これは、女性というのは信用もありません、お金もなかなか融通できませんということがございますので、1年間創業支援会社の傘の下でビジネスをやっていただき。その間にお金も提供する、信用も与えていく。その中でノウハウとお客様を持って1年先には独立していただきという取組を始めております。

具体的に銀行の出資もいただいておりますが、課題としては次の6ページにございますように、銀行業法による出資規制というものがございまして、5%以上出せない。今、行政が50%、銀行と民間が50%、これを地域の民間主導に持っていくためには、やはり銀行業法の改正をして、しっかり出資していただけるような改正をしていただきかなければいけないだろうと。

これは実は、今回特区提案の中にまだ入れていなかったのですけれども、実際に創業支援会社で事業をするときには、これはインキュベーターみたいなものなのですが、お酒を製造するのであれば、お酒を製造する免許を創業支援会社が一々持たなければいけないという問題がございます。私どもはインキュベーターなので、そこまでの免許の取得はいいのではないかとのことをぜひお願いしたいということで、加えて書いております。

農家レストラン、やはり女性が非常に多くございますので、これについても規制緩和を

お願ひしたいと考えております。

○八田座長 農家レストランは基本的には転用に関してですか。

○北村審議監 転用でございます。

次が、ビジネスの創出の主役となる中小・ベンチャー企業ということで、問題意識としては、非常に成長力がある企業が成長しようと思ったら投資をしなければいけない。投資をしてしまえば、1株当たりの含み益が非常に大きくなるということで、事業承継が非常に困難になってくる。だから、企業を大きく伸ばすためには事業承継の問題を解決していくかなければいけないと考えております。

そこの手法といたしまして私どもが考えておりますのは、今、証券会社に対する第三種割当増資によって、1株当たりの資産価値を減らしてしまって、事業承継ができやすいという形をとっていきたいと考えております。

ただ、そのための手法として考えております中小企業投資育成株式会社法においては、増資をするときに含み益等を株価に反映しないような計算ができるのですけれども、これが特殊な会社3社に限られているということがありますので、ここを拡大していただきたい、成長力のある会社の事業承継を容易にしていただきたいということを考えております。

最後の8ページ目、副生水素の関係でございます。山口県は非常に石油化学産業が多くございますので、苛性ソーダの生成に伴う非常に高純度、大量の水素が発生しております。ここを活用して地域づくりをしていきたいという問題意識でございます。

9ページ、そこで今、考えておりますのが、コンビナート企業がたくさんございますので、その中で高純度の副生水素のコンビナート間の融通をしていきたいということ。

それから、水素を地域に供給・利活用するためのパイプラインもつくっていきたい。

水素関連製品、具体的には家庭用純水素燃料電池システムを開発していきたい。

今、水素ステーションは非常に高うございますので、そこでもう一つの有力な使用先でありますフォークリフトについても給油といいますか、水素の供給ができるようにしてきたいということでございます。

あとは、水素をしっかりと全国に搬送していきたいということがございます。

その中で、具体的に規制緩和なのですけれども、10ページ、まず、水素を企業間で融通するためには系列企業でない場合についてはガス事業法で大口ガス事業者としての届け出が一々必要になってまいります。これを企業間の契約等によって「密接な関係」ということで、届け出が不要で簡易な「特定供給」ということで、コンビナート間のガス融通を促進していきたい。

パイplineにつきましては、今のところ技術基準がございません。これが早期整備の妨げになっておりますので、規制緩和ではございませんが、技術基準の制定をしていただきたいということ。

私どもが先ほど申しました、純水素型燃料電池の中に、燃料システムの中に、お湯を沸かす純水素型のボイラーというものを県内企業がつくっていきたいと考えております。こ

のときに、ここについての日本工業規格の制定がございませんので、ぜひ制定していただいて、普及を後押ししていただきたいということでございます。

先ほどの燃料電池型のフォークリフトにつきましては、基本的にナンバーがないと公道走行をできません。ただ、一々このためにナンバーをとるのは非常に難しゅうございますので、ここは何らかの形で自動車の登録なしに、あるいは自賠責保険等の加入なしに使用できるという規制緩和をしていただきたいということでございます。

海上輸送については、今、液化水素の陸上輸送に準じた基準がございませんので、こちらについては基準を早期制定していただきたい。

液化水素の陸上輸送につきましては、長大トンネル、5,000メートル以上の通行規制がございますので、ここを何らかの形で規制緩和をしていただきたい。そのことによって、水素社会の幕あけに向けて全国への展開を図らせていただきたいということでございます。

すみません、ちょっと時間が過ぎましたが、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

農家レストランとか、お酒の免許とか、廃校の転用の奨励とか、そういうものはよくわかったのですけれども、一番最初の農事関連組合がほかのこともできるようにということは、例えはどういうこともできるようにということですか。

○北村審議監 今、考えておりますのは、農事関連組合法というのは農業関連のことしかできないのですけれども、具体的には生活支援で給食事業とか、生活交通事業とか、そういうことを。

○八田座長 納食と何ですか。

○河村主査 高齢者の輸送サービスとかです。直売所での生活雑貨の販売だったり。

○八田座長 これは普通の会社をつくるわけにはいかないですか。

○河村主査 調査しましたけれども、地域でつくる法人の中で、農事組合法人なのですが、株式会社に対する地元の理解はなかなか難しいものがございまして、これについては、県内の法人のアンケートをとりましたが、57%の法人が規制を緩和していただきたいという要望もいただいております。

○八田座長 会社でだめな理由が理解が得られないだけ。何か本質的な理由があるのですか。

○河村主査 それ以外にも、農事組合法人のいろいろな優遇されている制度もありますし、その部分のメリットも確かにございますけれども、一番大きいのは集落で皆さんが出資し合ってついた法人ということで、株式会社という営利目的の法人に対する抵抗感はかなりございます。そういう中で、既存の形態を保ってやりたいというのが多いという意向で。

○八田座長 自分たちで株式会社をつくるわけにはいかないのですが。

○河村主査 それは既に法人自体が集落の農地だけでなく暮らしも守っていかないといけないという、集落と一体化しているような状態になっているところもうございまして、

今さらそういったところで出資してというわけにはなかなかいかないのです。

○八田座長 わかりました。

それでは、委員の方から。

○阿曾沼委員 先ほどの株式会社は利益追求だから相応しく無いという様な発言がありましたが、株式会社は決して利益追求だけではなくて、理念追求、市場の満足度追求をした結果として利益が上がって行く訳です。事業継続、すなわちゴーイングコンサーンの為に日々活動し努力しているわけです。

企業じゃダメで、組合とかがやることによってより効果が出てくるとかいう、何か特別な理由があるのですか。

○北村審議監 一つあるのは、農事組合法人で今、事業をやっているのですけれども、そこは担い手の受け入れをしていかなければいけない主体なわけです。農事組合法人は何のためにあるかというと、地域の農業を支える。こうした農業の担い手を引き込んでいくところなのです。そこに事業を集約することによって、農事組合法人の収益の拡大を図ることができるわけです。ということは、それだけ雇用の受け皿となり得る。収益を発生させるから、法人就業者に給与を払ってやれるという。

○八田座長 農業法人をやめてそれを株式会社にしてしまったらいいですか。

○北村審議監 農業の受け皿として農事組合法人を育てていきたいと私どもの思いはあります。地域の農業の受け皿として。

○八田座長 それは恩典が与えられているわけでしょう。それは農業だから与えられているわけですね。ほかの事業をするためには普通の株式会社でやればいいのではないか。

○河村主査 中山間という特殊な地域でございまして、全国展開という話ではなくて、そこを特に特区で認めていただきたいと思います。

○八田座長 ほかに委員の方から何かございますか。

○八代委員 特区の規制緩和というのは、できるだけ多様な法人に開放するわけで、新たな特権をつくるというのはちょっと精神に反するわけですね。

○八田座長 むしろ本当に限界集落で、ある一定期間サポートが必要なら、国がお金を出せばいいことで、運営自体は透明な株式会社でやったほうがすっきりすると思いますね。

○河村主査 もちろん農事組合法人も、全員が出資してやりますから、透明性は十分ございますし、何よりも地域の住民一人一人が1人1票制で参画できるところが非常に大きいと感じいらっしゃるところもございまして、そのあたりが少し違うのかなというところでございます。

○八田座長 一番問題になるのは、法人税を払わなくていいことがあると思うのです。株式会社の場合は法人税を払いますから、農事組合法人の場合には法人税は。

○河村主査 税率が少し軽減されはしますけれども、それはしっかり払っております。

○八田座長 ただし、普通の株式会社と比べて率が低いわけですね。基本的にはそこの利益ですかね。

○八代委員 今、言われましたのは、1人1票という民法法人なのがポイントで、要するに、なかなか経営力を握れないわけですね。株式会社だと株を買えば全部ということを心配されているわけですね。

○河村主査 だからこそ、いろいろな条件が不利な中でも、皆さんにそれぞれの役割を発揮してできるというよさがあると思います。

○阿曾沼委員 出資金額によって議決権の確保の在り方が変わって、金で支配されるのは嫌だということもあるのだろうと思います。

○河村主査 それは村の論理といいますか、そういったものが現実にあります。

○八代委員 でも、株式会社でも株を公開しなければそういう心配はないわけですね。

○阿曾沼委員 そうですね。種類株式などをうまく使いながらやれば、透明性ということは担保できると思います。

○河村主査 確かに考えとしては、将来的には1割程度はそういう会社という意見もあるのですけれども、現状ではそれは難しいというのが大半を占めています。

○阿曾沼委員 6ページに書いてある銀行法で5%以上の議決権取得を認めるというのは、銀行の出資金額をどんどん増やしてほしいということですか。

○福田課長 そうですね。今、山口銀行なのですが、今回会社をつくるにおいて、我々も銀行サイドも地方創生に一緒に入っていきたいという思いが強いようでございます。今回、県が50%、民間が50%という中で、結果的に民間企業に御参加いただいたというメリットを得たのですが、銀行本体は5%ということだったので、頭取の意向としてももう少し貢献したいというベクトルが働いているようでございます。

○阿曾沼委員 拒否権とか議決権の問題とか、拒否権行使の33.4パーセントとか、そういった上限は設定しなくていいのですか。

○福田課長 そのあたり制度設計についていえばどこまでかというのがあると思うのですが、まずはとにかく全体において、今回、1億円の会社なのですが、地元の銀行として500万ということが多少馬力不足ということがございました。

○八田座長 時間もあれなのですが、廃校の誘致に関しては、廃校を利用されているところもだんだん増えてきたと思いますが、今一番のネックは何でしょうか。

○神杉課長 規制緩和の中でいいますと、山口県の場合、特に防衛関係の補助金が入っているところがかなり地域によってありますて、文科省のほうはかなり規制緩和されて大分ありがたくなっているのですが、そちらのほうは結構手続的に難しいところがあるので、何とかもう少し緩和していただけないかというのが趣旨でございます。

○八代委員 文科省以外の廃校というのは防衛省が関係しているのですか。

○福田課長 防音装置の関係で、ちょうど岩国基地がございまして、飛行場の関係でございます。

○八田座長 状況が変わったのだから。

では、子供は余りいないわけですね。廃校だから。

○福田課長 統廃合が進んでおりますので。

○八田座長 でも、廃校にすること自体は防衛省は余り文句は言わないのでしょうか。補助金を出したのに廃校にされたら困ると。

○神杉課長 そう言う意見は余りない。

○八田座長 転用するときに文句を言うのですね。変な話ですね。

○福田課長 どちらといたしまして、統廃合計画の時の話ではなく、転用時にそういうところで適化法が少しございます。

○北村審議監 文科省も緩和しているのですけれども、有償でというところにひっかかりはあります。有償で貸すところについては制約があります。無償で貸すところはいいのですが、有償で貸すとなると適化法が残っておりますので。

○八田座長 それは幾らか払えばいいというわけにはならないのですか。補助金に対して。

○北村審議監 それはそれなりの適化法の手続をしていかなければいけないのですけれども、ちょっと煩雑ですので、無償で貸す場合には緩和していただいているので、そこは特段返還義務は発生しないのです。

○八田座長 でも、有償のときには返還義務にするのは当たり前なのではないですか。お金を出してもらって、それなりに防音装置がついているならば。

○神杉課長 そこの手続のところを緩和して。

○八田座長 手續を簡素化してもらいたい。わかりました。

それでは、ちょっと時間が押していますので、御説明どうもありがとうございました。